

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、アイエヌジー生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター フリーダイヤル

0120-521-513

[受付時間] 9:00～17:00(土日・祝祭日・年末年始を除きます)

この商品に係る指定紛争解決機関は、(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務処理を記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる税務処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に税務処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。アイエヌジー生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。

ご契約につきましては、告知義務違反によりご契約を解除する場合、免責事由に該当し保険金などをお支払いできない場合、詐欺によりご契約が取消しとなる場合、不法取得目的によりご契約が無効となる場合などがありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、ご契約者にぜひ必要な保険の知識についてもご説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回)について ●告知義務について
- 保険金・給付金をお支払いできない場合について
- 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について
- ご契約の解約について ●ご契約の復活について

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアイエヌジー生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアイエヌジー生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに関するアイエヌジー生命の承諾が必要になります。生命保険募集人の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には、右記照会先までご連絡ください。

保険種類をお選びいただく際には、

「アイエヌジー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「保険種類のご案内」に記載されている傷害保険です。

「保険種類のご案内」はアイエヌジー生命の社員・募集人またはサービスセンターにご請求ください。

(引受保険会社)

アイエヌジー生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート26F
TEL.03-5210-0300
インターネットホームページ <http://www.ing-life.co.jp>

(募集代理店)

サービスセンター フリーダイヤル：0120-521-513
受付時間：9:00～17:00(土日・祝祭日・年末年始を除きます)
インターネットでのお問い合わせ：<http://www.ing-life.co.jp>

アイエヌジー生命の

長期傷害保険I型

長期傷害保険用災害入院特約



Acciblock

アクシブロック

商品パンフレット

特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)

ING 

2011年4月作成

保障内容

不慮の事故による
死亡・障害状態を保障します。

医師の診査は不要

災害入院特約を付加すれば特約のみ

5日以上の入院を5日目から保障

「対象となる不慮の事故・感染症の例」については
…… P3-解説①へ

保険料

保険料はずっと一定です。

保険料負担が気になる方には
保障期間を10年間に限定した
有期タイプをご用意しています。

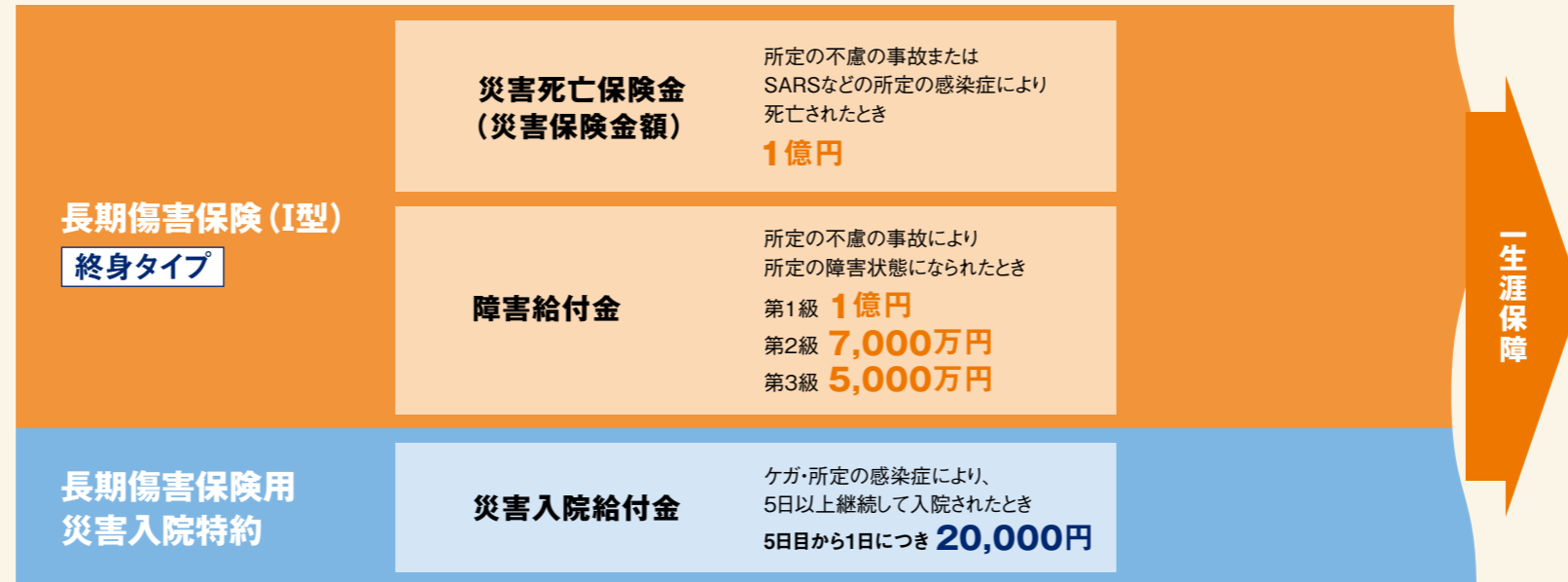
「保険料の取扱い」については P4-参考①へ

「税務処理」については…… P4-参考②へ

税務についてはパンフレット裏面の
注意事項を必ずご確認ください。

長期傷害保険I型 のしくみ・イメージ
不慮の事故や感染症による万が一を長期 にわたりカバーします。

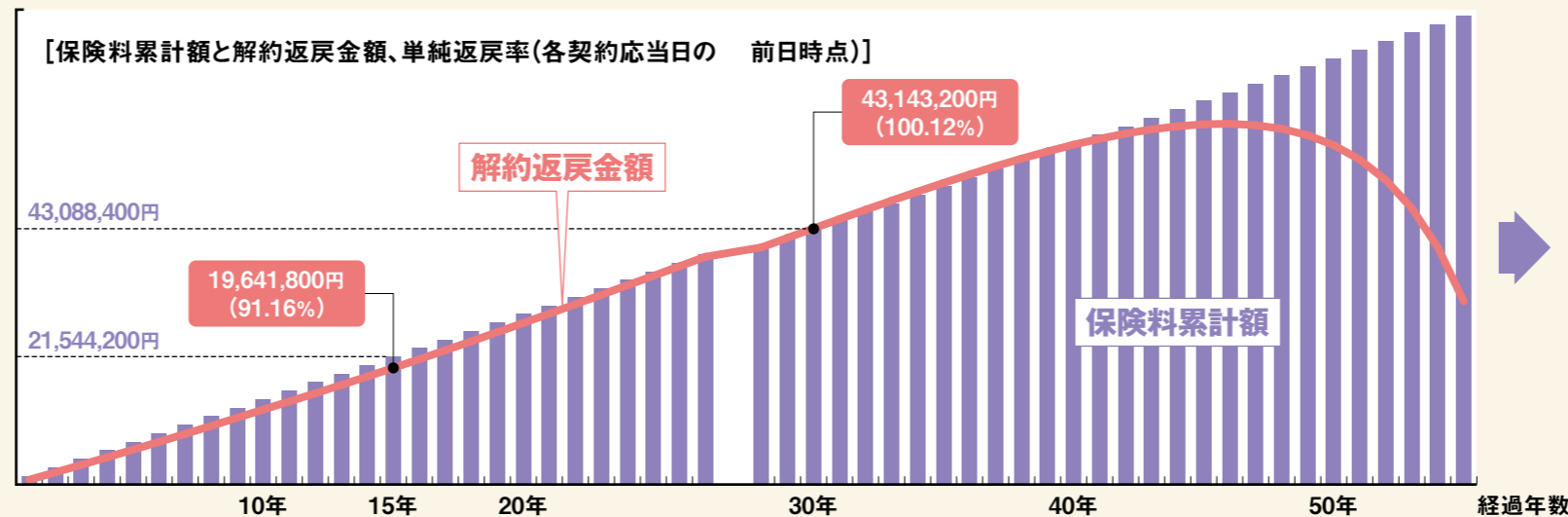
[長期傷害保険I型 災害保険金額1億円 / 長期傷害保険用災害 入院特約 災害入院給付金日額 20,000円 - 終身タイプでご契約の場合-]



ご契約

[ご契約例]

保険種類	性別・年齢	保険期間 / 保険料払込期間	保険料払込方法	ご契約者	被保険者	保険金・給付金受取人	災害保険金額	災害入院給付金日額	年払保険料
長期傷害保険I型	男性・50歳	終身	年払	法人	役員	法人	1億円	20,000円	1,436,280円



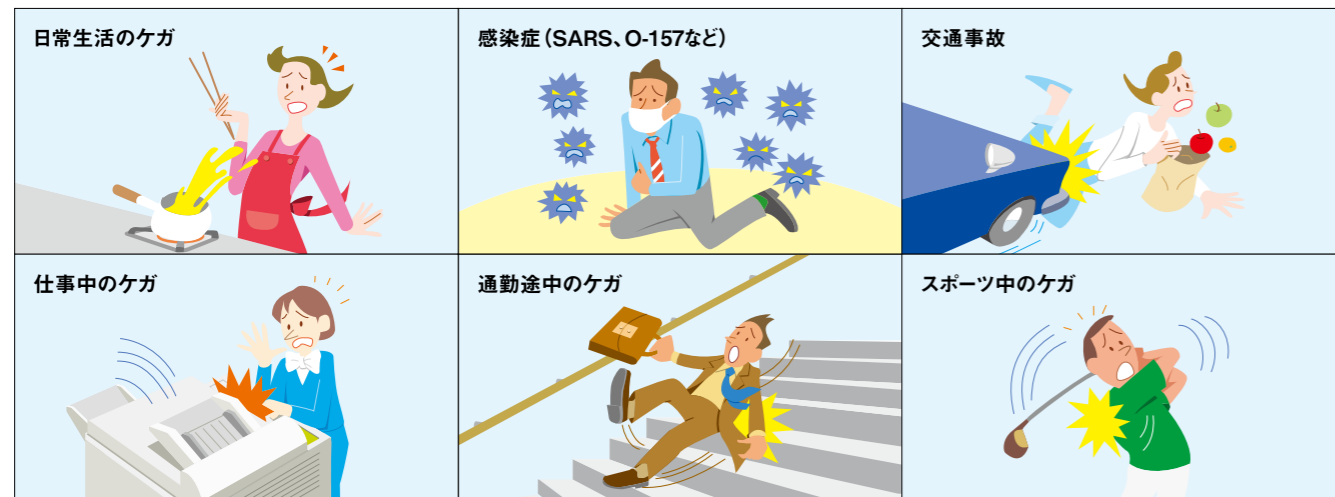
解約返戻金

急な資金ニーズには、
解約返戻金の活用が可能です。

ご契約を解約された場合は
解約返戻金をお支払いします。

「ご契約例の推移」については P3-解説②へ

解説① 対象となる不慮の事故・感染症の例



※イメージ図

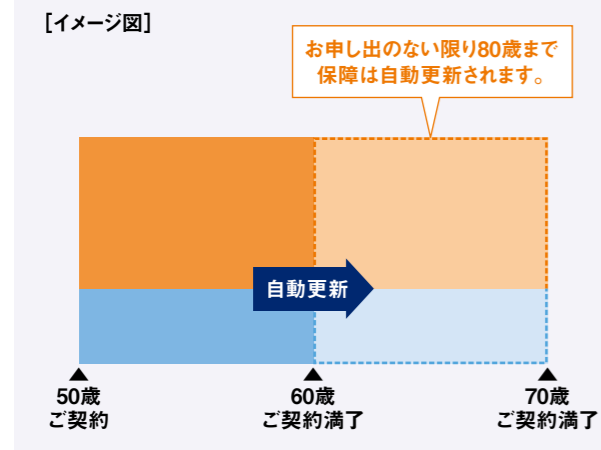
解説② ご契約例の推移 [P1-2のご契約例の場合]

(単位:円)

経過年数	年齢	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 C(B/A)
1年	51歳	1,436,280	800,600	55.74%
3年	53歳	4,308,840	3,302,400	76.64%
5年	55歳	7,181,400	5,879,200	81.86%
10年	60歳	14,362,800	12,624,800	87.89%
15年	65歳	21,544,200	19,641,800	91.16%
20年	70歳	28,725,600	27,211,600	94.72%
30年	80歳	43,088,400	43,143,200	100.12%
50年	100歳	71,814,000	57,160,400	79.59%

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

保障期間を10年間に限定した有期タイプを選択することも可能です。 **有期タイプ**



[ご契約例]

性別・年齢	男性・50歳	災害保険金額	1億円
保険期間	10年間	災害入院給付金日額	20,000円
保険料払込期間	10年間	年払保険料(ご契約時)	116,380円
保険料払込方法	年払	更新後【11年目以降】	187,620円

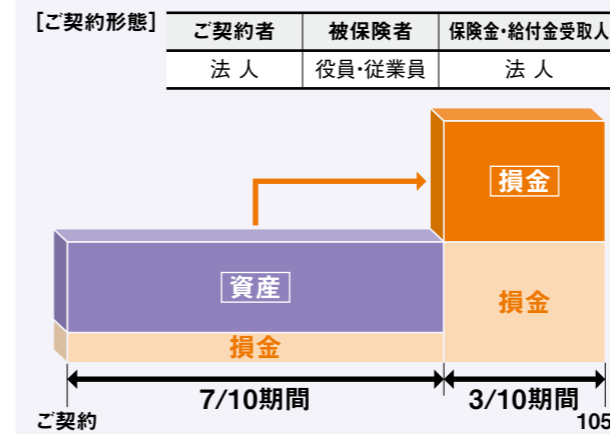
[ご契約例の推移(年払)] (単位:円)

経過年数	年齢	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 C(B/A)
1年	51歳	116,380	800	0.68%
5年	55歳	581,900	50,800	8.73%
10年	60歳	1,163,800	0	0.00%
15年	65歳	2,101,900	46,600	2.21%
20年	70歳	3,040,000	0	0.00%

※上記のご契約例の更新後(60歳)の保険料は資料作成時の保険料率によるものであり、長期傷害保険I型を更新前と同じ保険金額で1回更新して70歳に満了したものとして計算しております。実際の更新後の保険料は、更新日の保険料率に基づいて計算されるため、今後変動することがあります。

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

参考① 保険料の取扱いについて(終身タイプ・法人契約の場合)



長期傷害保険I型(終身タイプ)の保険料は左図のとおり取扱うことができます。

105歳を計算上の保険期間の満了年齢とみなし、

(1) 保険期間の7/10の期間

・保険料の 3/4は資産、残り 1/4は損金として計上します。

(2) 保険期間の残り3/10の期間

・保険料は 全額損金算入 となります。

・保険期間7/10の期間中に資産計上してきた前払保険料部分は、残り3/10の期間で 按分して損金に算入 できます。

文書回答事例:平成18年4月28日国税庁回答
[長期傷害保険(終身保障タイプ)に関する税務上の取扱いについて]

参考② 税務処理(終身タイプ・法人契約の場合)

保険料の税務処理 [P1-2のご契約例の場合]

[例]

保険料	契約年齢	保険期間/ 保険料払込期間
1,436,280円	50歳	終身

ご契約形態		
ご契約者	被保険者	保険金・給付金受取人
法人	役員	法人

105歳を計算上の保険期間の満了年齢とみなし、

保険期間の前半7割に相当する期間(1年目~38年目)

長期傷害保険I型の保険料は、その3/4(1,077,210円)を前払保険料として資産に計上し、残額(359,070円)については損金算入します。

※保険期間の前半7割相当期間の算出にあたって、1年未満の端数が生じる場合は、その端数を切捨てた期間となります。

借方		貸方	
支払保険料	359,070円	現金・預金	1,436,280円
前払保険料	1,077,210円		

保険期間の残り3割に相当する期間(39年目~55年目)

長期傷害保険I型の保険料を全額損金算入するとともに、前半7割相当期間に資産として計上した前払保険料の累計額を、残余期間の経過に応じて均等に取崩し、損金算入します。

借方		貸方	
支払保険料	3,844,152円	現金・預金	1,436,280円
		前払保険料	2,407,872円

10年目に災害死亡保険金を受取った場合の税務処理

事故や感染症による死亡で、災害死亡保険金を受取った場合、前払保険料として資産に計上した額を取崩し、保険金との差額は雑収入として益金に算入します。

●災害死亡保険金*:100,000,000円

●10年目までの前払保険料:10,772,100円

これを退職金などとして支払った場合、損金算入できます。

ただし、役員の場合には適正額の範囲内であることが必要となります。過大部分は損金算入が否認されることがあります。

*その他の返戻金などはなかったものと仮定

借方		貸方	
現金・預金	100,000,000円	前払保険料	10,772,100円
		雑収入	89,227,900円

10年目にやむを得ず解約された場合の税務処理

中途解約によって解約返戻金を受取った場合、前払保険料として資産に計上した額を取崩し、解約返戻金との差額は雑収入として益金(あるいは雑損失として損金)に計上します。

●10年目の解約返戻金*:12,624,800円

●10年目までの前払保険料:10,772,100円

*その他の返戻金などはなかったものと仮定

借方		貸方	
現金・預金	12,624,800円	前払保険料	10,772,100円
		雑収入	1,852,700円

税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

契約概要

契約概要にはご契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。



- この「特に重要なお知らせ(契約概要)」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「特に重要なお知らせ(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この商品ってどんな保険なんだろう?

商品名は ➡ P6-① 保険商品の名称へ
簡単に言うと ➡ P6-② 保険商品の特長へ
ご契約例を見たいなら ➡ P6-③ しきみ図へ
保険金額や保険期間の取扱いは ➡ P7-④ ご契約内容へ

こちらをご覧ください。

どんなときに保険金や給付金がもらえるの?

詳しくは ➡ P7-⑤ 保険金・給付金のお支払事由

保険料の払込みが免除されることがあるらしいけど、どんなとき?

詳しくは ➡ P7-⑥ 保険料のお払込み免除

この商品は無配当です。

生命保険には配当金があるんだよね?

詳しくは ➡ P8-⑦ 配当金

もし解約したら、少しはお金が戻ってくるのかなあ。

はい。解約返戻金というものがありますよ。

詳しくは ➡ P8-⑧ 解約返戻金

更新はできるのかな?

詳しくは ➡ P8-⑨ 更新 — 有期タイプでご契約の場合のみ —

どんな特約があるのかな?

詳しくは ➡ P8-⑩ 付加できる主な特約

この商品の内容はよく理解できましたか?

1

保険商品の名称

長期傷害保険 I 型

2

保険商品の特長

不慮の事故による傷害または感染症による死亡保障を確保できます。また、不慮の事故により障害状態になられた場合には、障害状態の程度に応じて障害給付金をお受取りいただけます。

3

しきみ図

長期傷害保険 I 型 / 長期傷害保険用災害入院特約
災害保険金額1億円 災害入院給付金日額20,000円
— 終身タイプでご契約の場合 —

災害死亡保険金	障害給付金	災害入院給付金	➡ 生涯保障
1億円	第1級 1億円	5日目から1日につき 20,000円	
	第2級 7,000万円		
	第3級 5,000万円		

ご契約

※同一の不慮の事故または感染症による入院についての災害入院給付金の1入院あたりの支払限度、および通算支払限度は、ともに730日となります。

ご契約内容については **P7-契約概要④「ご契約内容」** をご確認ください。

4

ご契約内容

申込書などをご確認いただきたい項目

<input checked="" type="checkbox"/> 契約年齢	15歳～75歳
<input checked="" type="checkbox"/> 保険期間／保険料払込期間	終身タイプ:終身 有期タイプ:10年満了
<input checked="" type="checkbox"/> 保険金額	500万円～3億円(単位:10万円)
<input checked="" type="checkbox"/> 保険料払込方法	年払、半年払、月払
<input checked="" type="checkbox"/> 保険料払込経路	口座振替扱、郵便払込扱、銀行振込扱、団体扱、特別団体扱

※ご契約に際しては、医師の診査は不要です。(告知書扱)

※ご契約年齢などにより上記の条件に制限があります。

※この保険の保険料は生命保険料控除の対象外となります。

※具体的なご契約内容につきましては、「申込書」にご記入いただきますので、お申込みの際には、この「特に重要なお知らせ(契約概要)」と「申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

5

保険金・給付金のお支払事由

お支払いする 保険金・給付金	保険金・給付金のお支払事由
災害死亡保険金	所定の不慮の事故や所定の感染症により保険期間中にお亡くなりになったとき
障害給付金	所定の不慮の事故により保険期間中に所定の障害状態になられたとき

※不慮の事故を直接の原因とする死亡・障害状態は、その事故の日から180日以内に死亡・障害状態となった場合に限りです。

○災害死亡保険金と障害給付金(その障害給付金をお支払いすることにより、支払割合を通算して100%に達するときに限りです。)は重複してお支払いしません。

▼災害保険金のお支払いについて

○災害死亡保険金を支払う際に、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の事故による障害給付金をすでにお支払いしたときは、その障害給付金の額を災害保険金額から差し引きます。

○被保険者が災害死亡保険金のお支払事由以外の原因(たとえば、ガンなどの疾病)によりお亡くなりになった場合には、責任準備金をご契約者にお支払いします。ただし、ご契約者の故意または重大な過失により被保険者を死亡させたときは、解約返戻金をご契約者にお支払いします。

▼障害給付金のお支払いについて

○障害給付金の支払割合は通算して災害死亡保険金額の100%を限度とします。100%に達した場合、保険契約は消滅します。

○障害給付金をお支払いする前に、障害給付金の支払原因となった不慮の事故と同一の事故による災害死亡保険金の請求を受け、災害死亡保険金をお支払いするときは、障害給付金をお支払いしません。

6

保険料のお払込み免除

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故によりその事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態になられた場合には、その後の保険料はお払込みの必要がありません。

※ご契約者・被保険者の故意または重大な過失などによって所定の身体障害の状態になられたときは、お払込みの免除をいたしません。(保険料のお払込みを継続していただきます。)

7

配当金

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8

解約返戻金

ご契約を解約された場合は、解約返戻金をお支払いします。

解約返戻金の額は、契約年齢、性別、経過年数などによって異なります。

9

更新 ー有期タイプでご契約の場合のみー

健康状態にかかわらずご契約は更新されます。

更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳以下であることが必要です。(80歳を超える場合は、保険期間を短縮し、80歳までの更新とします。)

※更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢および保険料率により計算されます。

※保険料払込免除中など、ご契約を更新することができない場合があります。

10

付加できる主な特約

名称	特徴
長期傷害保険用 災害入院特約	責任開始の時以後に発生した所定の不慮の事故による傷害または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に5日以上継続して入院されたときに、災害入院給付金をお支払いします。 ※同一の不慮の事故または感染症による入院についての災害入院給付金の1入院あたりの支払限度、および通算支払限度は、ともに730日となります。 ※災害入院給付金は、入院開始日からその日を含めて5日目からお支払いします。 (入院開始日以後4日間はお支払いの対象となりません。) ※不慮の事故を直接の原因とする入院である場合には、不慮の事故の日から180日以内に開始した入院に限りです。
指定代理請求特約	被保険者を受取人とする保険金などについて、受取人(被保険者)の方が保険金などを請求できない特別な事情があるときは、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「指定代理請求人」が受取人(被保険者)の方の代理人として保険金などを請求することができます。

※保険金・給付金のお支払事由である「所定の不慮の事故」・「所定の感染症」・「所定の障害状態」、保険料のお払込み免除事由である「所定の身体障害の状態」、更新など、各種お取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この保険はアイエヌジー生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取扱いしている場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お申込みに際しましては、この「特に重要なお知らせ(契約概要)」のほか、必ず「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

注意喚起情報

注意喚起情報には
ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を
記載しております。



- この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



1 お申込みの撤回など(クーリング・オフ制度)

- 申込書を記入していただいた日、またはお申込みの撤回などに関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり・約款」など)の交付日もしくは第1回保険料充当金が着金した日の、いずれか遅い日からその日を含めて10日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。
- 次の場合にはご契約のお申込みの撤回などはできません。
 - ・アイエヌジー生命が指定した医師による診査が終了した場合
 - ・債務履行の担保のための保険契約である場合
 - ・既契約の内容変更(特約の中途付加など)
- お申込みの撤回など(クーリング・オフ制度)のお手続き方法については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2 告知義務

ご契約の申込書・告知書は、ご記入内容を十分にお確かめのうえ、ご自身でご署名・ご捺印をお願いいたします。

▼告知の重要性

- ご契約者や被保険者には現在の健康状態やご職業などについて告知していただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や、危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業などについて「告知書」でアイエヌジー生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

▼告知受領権

- 告知受領権はアイエヌジー生命およびアイエヌジー生命が指定した医師が有しています。アイエヌジー生命の生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、アイエヌジー生命の生命保険募集人に口頭でお話しされただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。そのため、アイエヌジー生命所定の書面(告知書)にご記入ください。

▼告知内容などの確認

- アイエヌジー生命またはアイエヌジー生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

▼傷病歴などがある方への引受対応

- アイエヌジー生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります。(お引受けできないことや「特定障害の不担保」などの特別な条件をつけてお引受けすることもあります。)

▼告知が事実と相違する場合

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であればアイエヌジー生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 責任開始日または復活日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。(ただし、「保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金をお支払いすることまたは保険料のお払込みを免除することがあります。)この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

上記のご契約の解除の場合以外にも、ご契約の締結状況などにより、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺によるご契約の取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
 ・告知義務違反によるご契約の解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。
 ・また、すでにアイエヌジー生命にお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

「現在のご契約の解約、減額を前提とした、新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- ・新たなご契約については、一般のご契約と同様に告知義務があります。「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反によるご契約の解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもありますので、ご注意くださいようお願いいたします。

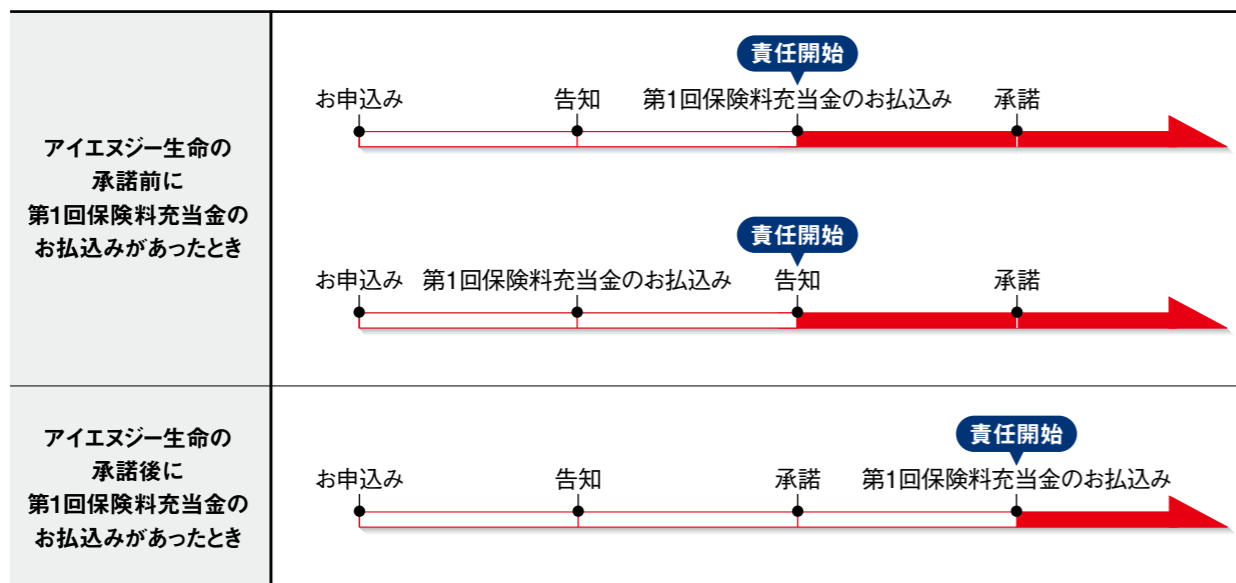


3

責任開始期

アイエヌジー生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料充当金をアイエヌジー生命が受領した時(告知前に受領したときは告知の時)からこのご契約上の責任が開始されます。

○責任開始期について図示すると次のとおりとなります。



▼生命保険募集人の権限

- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアイエヌジー生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
- したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアイエヌジー生命が承諾したときに有効に成立します。



4

保険金・給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除ができない場合

- 責任開始期前の不慮の事故や感染症を直接の原因とする場合
- ご契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失、核燃料物質の放射性などによる事故、スカイダイビングやハングライダーなど所定の運動中の事故などにより免責事由に該当した場合
- 告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- 保険金・給付金詐取目的による事故招致(未遂を含みます。)など重大事由により、ご契約が解除された場合

▼その他、保険金・給付金のお支払いができない場合

- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過し、ご契約が効力を失った場合
- 詐欺によりご契約が取消となった場合、または不法取得目的によりご契約が無効となった場合

▼その他、保険料のお払込みの免除ができない場合

- ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により保険料のお払込みの免除事由に該当した場合など
- 保険金・給付金のお支払いができない場合の具体的な事例については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5

保険料のお払込みとご契約の失効・復活

- 保険料は、あらかじめ定められた方法で払込期月(保険料をお払込みいただく月)中にお払込みください。
- 払込期月中に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、猶予期間が設けられています。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎますとご契約は効力を失います。ただし、失効してから「6か月」以内であれば、アイエヌジー生命の定める手続きを取っていただくと、ご契約の復活のお申し込みができます。この場合、改めて告知が必要です。
- ご契約の復活をアイエヌジー生命が承諾した場合には、告知、延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- ただし、解約返戻金のご請求があった場合や健康状態によっては、ご契約の復活はできません。



6

解約と解約返戻金

- お支払いいただいた保険料は預貯金と異なり、一部は保険金・給付金のお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費に充てられます。したがって、解約されますと、解約返戻金は多くの場合、お支払い保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険の種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

7

業務または財産の状況が変化した場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額などが削減されることがあります。

8

生命保険契約者保護機構

- アイエヌジー生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。
- 詳しくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
「生命保険契約者保護機構」TEL.03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>



9

ご契約の乗換え時の注意事項

- ▼現在のご契約を解約、減額したうえで新たな保険契約のお申込みをされる場合、下記のようにお客さまにとって不利益な事項もあります。
- 解約、減額された際に支払われる解約返戻金は、多くの場合、お支払い保険料の合計額より少ない金額となること。
- 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。

10

保険金・給付金のお支払いに関する手続きなど

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・アイエヌジー生命ホームページ(<http://www.ing-life.co.jp>)に記載しておりますので、ご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、すみやかにアイエヌジー生命サービスセンターまでご連絡ください。
- アイエヌジー生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお知らせができませんので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者の同意を得てあらかじめご契約者に指定された指定代理請求人がご請求することができます。(詳しくは、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

お申込みに際しましては、この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」のほか、必ず「特に重要なお知らせ(契約概要)」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。